門真市立門真はすはな中学校 簡易専用水道検査業務

特記仕様書

門真市教育委員会事務局
教育部　教育総務課

１．施設名

・門真市立門真はすはな中学校

２．検査方法

・水道法第３４条の２第２項に基づき、受水槽の検査を実施すること。

・１０㎥以下の槽についても検査を実施すること。

・検査結果について、報告書を提出すること。

３．受水槽と容量

・別紙、図面参照